

用語解説

用語解説

	掲載ページ
あ	
IoT	46 57
Internet of Thingsの略。工場設備や航空機、発電所等のインフラ、自動車や家電など、様々なモノをインターネットにつなぎ、センサーなどから得たビッグデータを分析し、コスト削減や生産システムの効率化・最適化につなげること。	
あいちエコ住宅ガイドライン	52
県民が環境に配慮した住宅の建設、ライフスタイルを実践していくための指針とするために策定されたガイドライン。省エネ・省資源、自然エネルギーの使用、地域材の使用など高コストにならず誰もが気軽に取り組めるような内容となっている。	
愛知県安全なまちづくり条例	41
県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止などについて県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、県民、事業者、市町村などが地域社会の連帯の強化を図りながら、一体となって安全なまちづくりを推進し、並びに犯罪による被害を防止するために必要な規制などを行い、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする条例。	
愛知県営住宅長寿命化計画	49
将来的に必要となる施設総量及び県営住宅ストック等の有効活用と長寿命化に向けた効果的な取組を明確にし、計画的な建替・改善を推進するために策定された計画。	
愛知県建築安全安心マネジメント協議会	69
愛知県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築関係団体が集まり発足しており、国の指針に基づき、「愛知県建築安全安心マネジメント計画」を策定し、県内の建築物が安全安心かつ良好な状態で維持されることを目的として、1999年に設立した組織。	
愛知県建築安全安心マネジメント計画	3 38
愛知県における建築物の安全安心に関する施策について、参加機関が連携し、総合的かつ計画的に推進していくための指針。	
愛知県建築物地震対策推進協議会	38 69
建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資することを目的として1998年に設立した組織。	
愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会	69
愛知県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（「住宅確保要配慮者」）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することを目的として2008年に設立した組織。	
愛知県地域住宅協議会	50
「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」(地域住宅特別措置法)に基づき、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議することを目的として2005年に設立した組織。	

愛知県地域住宅計画

地域住宅特別措置法に基づき作成する計画。当計画に基づく事業は国の交付金の交付を受けることができる。

49

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

大規模地震の発生に備え、愛知県、名古屋市、県内の3国立大学法人及び建築関係団体の官・学・民の連携により設立した組織。建物の耐震化を促進するために低コストの耐震化工法の開発・評価やその成果を広く普及させる講習会の開催、一般県民向けに耐震化の必要性を訴えるための普及啓発活動など、地震災害軽減に向けた様々な取組を実施。

37
38

愛知県木材利用促進条例

木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の自立的な発展、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに循環型社会の形成に資するとともに、快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として2021年10月に制定された条例。

51
57

愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）

愛知県における、品質・性能等の評価基準を定め、適合するリサイクル製品を認定し、公共工事において利用促進を図るための制度。

52

あいち耐震改修推進事業者

住宅・建築物の所有者と耐震改修事業者をつなぐ取組として、愛知県建築物地震対策推進協議会の会員団体に所属している耐震改修に積極的な事業者。なお、当該事業者の実績が把握できるよう登録を行っている。登録名簿には、低価格耐震改修工法に関する講習会等の参加状況や、市町村の補助の活用実績などの情報を明示している。愛知県建築物地震対策推進協議会のウェブページを通じて公開するとともに、市町村窓口において閲覧可能。

37
38

あいち認証材

愛知県内で産出されたことを、あるいは、それを加工した製材品であることを、愛知県産材認証機構が認証した木材、製材品。

52
57

愛知ゆとりある住まい推進協議会

県民の住まいに対する関心を高めるための諸活動を実施することにより、生活の豊かさを実感できるゆとりある住まいづくりの推進に寄与することを目的として1988年7月に設立した組織。

42
44
52
69

空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者の物件情報をホームページ等で公開し、空き家の利用希望者との橋渡しを行う制度。

54
59
47

安心R住宅制度

インスペクションが行われた住宅で、1981年6月1日以降の耐震基準に適合していることに加え、売買瑕疵保険を締結できる条件が整っている既存住宅。国が関与し事業者団体からRマークが付与される。「R」は、Reuse、Reform、Renovationを意味。

54



インスペクション

既存住宅の取引時や住宅取得後の維持管理における定期的な点検時、リフォーム時等において、現況調査により構造安全性や劣化事象等の有無等を把握しようすること。

54

	掲載ページ
え	
SDGs	27
2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。	
NPO	48
Non Profit Organizationの略。ボランティアをはじめ様々な社会貢献活動を行う非営利団体の総称。特定非営利活動促進法（NPO法）により認証された団体をNPO法人（特定非営利活動法人）という。	55 69
LCCM住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）	51
建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO ₂ に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO ₂ 排出量も含めライフサイクルを通じてのCO ₂ の収支をマイナスにする住宅。	52
お	
オープンデータ	57
国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。	
温室効果ガス	2
地表から放射される赤外線を吸収する気体。この気体の濃度が高くなることが温暖化の原因。主に二酸化炭素、メタン、フロンなど。	24 57
か	
カーボンニュートラル	2
温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。	24 32 34 51 52
開発許可	40
都市計画法による開発行為に対する許可制度。	
関係人口	21
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。	
感震ブレーカー	37
地震発生時に設定値以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段。	
き	
CASBEEあいち	52
建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）に愛知県独自の評価基準を加え、愛知県における環境配慮重点項目の評価結果も表示できるようにするなど、愛知県の地域特性や関連する条例など諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したもの。	

	グループホーム	20 49
	建設型応急住宅・賃貸型応急住宅	39
	建築協定	60
	建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）	52
	高性能外皮等	52
	子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針	42
	子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	42 58
	コワーキングスペース	41
	サービス付き高齢者向け住宅制度	46

	掲載ページ
災害危険区域	40
建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度。	
再生可能エネルギー	52
太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。	
最低居住面積水準	15
世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準※の基本的機能を満たすことを前提に、次のとおり。	
■単身者 25m ²	26
■2人以上の世帯 10m ² ×世帯人数+10m ²	56
※住宅性能水準： 居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、基本的機能、居住性能、外部性能に関する事項で構成される。	
サブスクリプション	57
月額料金等の定額を支払うことにより、契約期間中、商品やサービスの利用が可能となるもの。これを住まいに適用した場合、定額で各地に存在する物件に居住することが可能。	
GIS	26
Geographic Information System(地理情報システム)の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。	
シェアリング	57
物や空間など様々なサービスを共有すること。近年、モノ・空間・移動・お金・スキルを個人や団体間で柔軟に共有することが普及しており、住生活分野に関連しては、シェアハウスやカーシェア、住宅地におけるシェアオフィス等、豊かな住生活が実現できる効果が期待できる。	
市街地再開発事業	21
市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、建築物、建築敷地及び公共施設の整備を行う事業。オープンスペースを持つ耐火建築物と道路などの公共施設が整備され、生活環境の改善、商業の活性化、都市の防災安全性の向上などが期待できる。	
指定確認検査機関	58
建築基準法に基づき、建築確認や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関。	
住生活基本計画（全国計画）	60
住生活基本法（2006年法律第61号）第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。概ね5年で見直されており、2021年度から2030年度までを計画期間とした新たな住生活基本計画は、2021年3月19日に閣議決定。	
	66
	38
	3

住生活基本法

「住生活の基盤である良質な住宅の供給」、「良好な居住環境の形成」、「居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護、増進」「居住の安定の確保」を基本理念とした、国民に安全かつ安心な住宅を十分に供給するための住宅政策の指針となる法律（2006年6月施行）。

2
3

住宅確保要配慮者

住宅セーフティネット法に基づく用語。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

28
31
34
48
49
50

住宅セーフティネット

住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況などに適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

49

住宅履歴情報サービス

事業者が、住宅所有者に代わり住宅の設計、施工、維持管理、権利及び資産等に関する情報（住宅履歴情報）を預かり、長期間蓄積するサービス。

53

省エネ基準適合住宅

建築物省エネ法によって定められた、省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準に適合した住宅。構造や設備に関する基準には、一次エネルギー消費量基準と外皮基準がある。

51
52

シルバーハウジング

バリアフリー化された公営住宅などと生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅。

20
46

新耐震基準

地震に対する建築物の構造耐力を規定した建築基準法の基準。中規模の地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じないことを目標に1981年の法改正で規定された。

14
41

住まい手サポーター制度

住宅を建設、購入あるいは適正に維持管理しようとする住まい手に対し、一定の能力と信用を有し、客観的な立場から適切な助言を行う住まいづくりに関わる各分野の専門家を愛知ゆとりある住まい推進協議会が登録し、紹介することにより、住まい手の主体的な住まいづくり、住まい選びを支援することを目的とする制度。

47
54

セーフティネット登録住宅

改正住宅セーフティネット法（2017年10月施行）に基づく、新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。

39
43
48
49

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入し、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

51
52

	掲載ページ
た	
耐震化アドバイザー	38
地震災害に備え、住まいの耐震改修や家具の転倒予防に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを行う者。愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が講座を開催し養成。	
耐震改修	14
耐震診断の結果、対象建築物が有する耐震性が目標水準より下回っていることが判明した場合に行う補強工事。	37 38
ち	
地域包括ケアシステム	45
高齢で医療や介護等が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって、尊厳を保持しながら、自立した日常生活の継続が図られるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが地域において切れ目なく一体的に提供されるシステム。	
地区計画	60
都市計画法に基づき、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制・誘導を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を強化又は一定条件の下で緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。一般の都市計画の決定手続きに加え、案の作成段階から地区住民などの意見を求める必要がある。	
長期優良住宅維持保全マニュアル	53
長期優良住宅を適切に維持保全するために県が作成したマニュアル。	
長期優良住宅認定制度	53
長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を「長期優良住宅」として認定し、さまざまな税制優遇を適用する制度。	
長周期地震動	37
大規模地震の発生時に生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）。	
て	
定住促進住宅	60
地域の担い手となる世帯の定住を促進するために、市町村などが供給する良好な居住環境を有する住宅。	
低炭素建築物認定制度	52
「都市の低炭素化の促進に関する法律」（エコまち法）に基づき、二酸化炭素の発生を抑制するための一定の基準を満たす措置が講じられている建築物を低炭素建築物と認定し、税制や融資等の優遇措置を図る制度。	
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	2
将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。	26
テレワーク	27
ICT（情報通信技術）を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。	41 42 58

と	特定空家等	59
	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条に定義される、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。なお、「特定空家等」については、法第14条各項において、市町村長が当該「特定空家等」の所有者等に対して講ずることができる措置が規定されている。	
に	二地域居住	58
	都市部と地方部に二つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。	
は	ハザードマップ	40
	自然現象による被害を予測し、その被害範囲を地図に示した災害予測図。予測される災害の発生地点や被害の範囲・程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。	
ひ	PFI	49 50
	Private Finance Initiative の略。公共施設等の整備・改修等事業を実施する手法の一つであり、施設の設計・建設・維持管理・運営を、民間の資金や経営能力、技術的能力などのノウハウを活用して行う事業手法のこと。	
	ヒートショック	46
	入浴前後の温度の急激な変化により、心血管系疾患、脳血管疾患等の症状が発生すること。	
	被災建築物応急危険度判定士	38
	地震により被害を受けた建築物について、被害の状況を調査し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う者として、愛知県応急危険度判定士登録要綱に基づき登録された者。	
	被災宅地危険度判定士	38
	大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、当該宅地を調査し、その危険度を判定する者として、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき登録された者。	
	人にやさしい街づくりの推進に関する条例	41
	高齢者、障害者などを含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる街づくりに関する施策の基本方針などを定めた愛知県条例。(人にやさしい街づくり条例)	
	人にやさしい街づくり望ましい整備指針	41
	人にやさしい街づくり条例により措置が義務づけられる基準のほか、円滑な施設利用の促進のために、事業者、設計者等が施設の利用実態に応じて、必要な措置等を選択する際に参考とするために策定された指針。	
ふ	プレシニア・アクティビシニア	47
	プレシニア：高齢期（シニア）に入る前の50～64歳の者。 アクティビシニア：仕事や趣味など、積極的・意欲的に活動する65～74歳の者。	
へ	HEMS（家庭用エネルギー管理システム）	40
	Home Energy Management Systemの略。電力使用量の可視化や機器制御等、家庭内のエネルギー管理を一元的に行うシステム。	

B E L S (建築物省エネルギー性能表示制度)	52
住宅・非住宅建築物について、建築物の省エネ性能（一次エネルギー消費量等）を第三者機関が評価し、表示する制度。	
防犯住宅認定制度	41
防犯に配慮された戸建住宅の普及促進を目的に、愛知県住宅防犯対策協議会と愛知県警察が連携して開始した、防犯性の高い建物部品を使用するなど、防犯環境設計に配慮された戸建住宅を防犯住宅として認定する制度。	
(住宅に関する)防犯上の指針	41
愛知県安全なまちづくり条例の規定に基づき、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的に、犯罪の防止に配慮した構造及び設備に関する基準、共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策、犯罪の防止に配慮した住まい方を示したもの。	
防犯優良マンション認定制度	41
建物や敷地まで含めた全体の防犯性能に優れたマンションを認定する制度。	
街なみ環境整備事業	60
住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る事業。	
マンション管理士	55
専門的知識をもって、管理組合の運営、建物構造上の技術的問題などマンションの管理に関して、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者などの相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者。マンション管理士試験に合格し、マンション管理士として登録することが必要。	
マンション管理推進協議会	55 69
主要な居住形態として広く普及したマンションについて、管理組合の自立的な運営による適正管理を推進し、良好な居住環境とストックの社会的効用の維持を図るため、公共団体、マンションに関連する団体、専門家の団体等が連携して、管理組合、区分所有者、居住者等に対しマンションの管理に関する情報及び資料の提供等を行い、マンションの適正な管理を支援することを目的として2002年3月に設立した組織。	
マンション管理適正化推進計画	55
改正マンション管理適正化法3条の2で定める、地方公共団体が、国が定めた基本方針に基づき、管理の適正化の推進を図るために作成することのできる計画。	
マンション管理適正化法(マンションの管理の適正化の推進に関する法律)	55
マンションの管理の適正化を推進するため、2001年8月に施行された法律。マンション管理士の資格を定めるとともに、マンション管理会社の登録制度が創設された。さらに、改正法が2020年6月に公布され、地方公共団体が適切な管理計画を有するマンションを認定する制度や、必要に応じて管理組合に対して指導・助言等ができる仕組みが追加された。	
マンション建替円滑化法(マンションの建替え等の円滑化に関する法律)	55
マンションの再生の円滑化を推進するため、2001年8月に施行された法律。マンション建替事業、除却する必要のあるマンションに係る特別の措置及びマンション敷地売却事業について定められている。改正法が2020年6月に公布され、要除却認定の対象が拡大された。	

マンションリフォームマネジャー

一定の実務経験を持ち、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが行う資格試験に合格した、マンションリフォームの企画、提案などを行う専門家。主として専有部分のリフォームについて、居住者や管理組合への専門的なアドバイザーとしての役割を果たすとともに、工事の施工に際して、調整・指導・助言などのマネージャーとしての役割を担う。

55



ミクストコミュニティ

若者による高齢者の見守り等の生活支援、高齢者による子育て支援など、多様な世代の交流や支え合いを通じて形成される豊かなコミュニティ。

21

50

58



誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。一般型誘導居住面積水準と都市居住型誘導居住面積水準からなり、その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準^{※1}の基本的機能を満たすことを前提に、次のとおり。

■一般型誘導居住面積水準^{※2}

- 単身者 55m²
- 2人以上の世帯 25m² × 世帯人数 + 25m²

■都市居住型誘導居住面積水準^{※3}

- 単身者 40m²
- 2人以上の世帯 20m² × 世帯人数 + 15m²

※1：住宅性能水準：

居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、基本的機能、居住性能、外部性能に関する事項で構成される。

※2：都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。

※3：都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した必要と考えられる住宅の面積に関する水準

14

15



リノベーション

建物の性能をその建物の新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりする建物の改修工事など。

21

33

42

56

リバースモーティ

自宅を担保として銀行や自治体から融資を受け、借主の死亡時に住宅を売却することにより借入金を清算する制度。

37

45

58



ワーケーション

「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語で、観光地といった通常の職場以外でテレワークなどで働きながら休暇も楽しむこと。

58

愛知県住生活基本計画2030

発行／愛知県建築局公共建築部住宅計画課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-961-2111(代表)

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/>

E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp